

舞鶴市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画【第3次】(案)

概 要

1. 改定の趣旨と計画の位置付け

現在の計画を検証するとともに、時代や社会のニーズや変化により求められる新たな施策の方向性や対応方策を盛り込んだもの。

【改定の趣旨】

被害者自身や周囲による被害者への気づきを促進し、地域における身近な相談から保護・社会的自立までの切れ目のない支援の推進を図り、DVを容認しない社会の実現を目指すもの。

【計画の位置付け】

本計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）第2条の3第3項に基づく基本計画として策定するもの。

舞鶴市男女共同参画推進条例の基本理念を踏まえた計画として位置付け、京都府のDV計画（2024年3月策定）を勘案した上で、舞鶴市におけるDV対策の基本的方向及び今後の取組を示すもの。

2. 主な課題

- 相談件数の増加
- 複雑、複合化した課題を持つ被害者の対応
- 心理的支援、被害者の親族からの相談支援

3. 策定の視点

- 1) 暴力を許さない社会の実現
- 2) 被害者の状況に応じた継続的な支援の実施

追加

DVは直接の被害者のみならず、家族、特に子どもに対して深刻な影響を及ぼすことから、必要に応じ同居者や同伴者も含めた総合的な支援を進めます。対応が困難なケースも増加しており、ケースの実情・課題に応じた支援体制を確立します。

3) 社会情勢の変化に応じた対策

追加

男性、外国人、障害のある人や高齢者、性的マイノリティなど多様な被害者に配慮した防止対策や支援策を講じます

4) 関係機関等との連携協力体制の強化

4. 基本目標と主要施策

(別紙) のとおり

5. 計画の期間

5年間(2025年度(令和7年度)から2029年度(令和11年度)まで)

◆基本目標と主要施策◆

《基本目標 1》 暴力を許さない意識づくりの推進

追加

- ◆低年齢から暴力防止教育を推進することはもちろん、大人に対しDV被害の実態やDVの特性、背景、子どもの目の前で生じる面前DVは児童虐待であり、子どもへの悪影響等について啓発を行う
- ◆被害を受けているにも関わらず被害の認識がない方が、暴力の形態に関わらず被害者であると認識し、必要な支援へ繋がれるよう、被害者の意識に働きかけるよう啓発に努める

主要施策（1）DV防止に向けた市民・事業所への啓発

主要施策（2）子どもや若い世代への教育啓発

【追加】取組3「教育の場において、ポスター掲示等により、子どもや保護者に対する啓発を行います」

《基本目標 2》 DVに気づく環境づくり

追加

- ◆被害者が男性の場合は、性別による無意識の思い込みや、男性であるがゆえに相談しづらいケースが多くある。

主要施策（1）暴力に苦しむ被害者に向けた情報提供

主要施策（2）被害者を理解し、孤立させないための気づきの促進

《基本目標 3》 総合的な相談・保護体制の充実

追加

- ◆相談内容が多様化・複雑化するなかで、引き続き生活支援相談課がワンストップ窓口となり、被害者の相談や保護、自立支援等総合的な支援をコーディネートする。
- ◆今後は性別や国籍に関わらず、DVに悩む全ての人が相談しやすい環境づくりを検討していく

主要施策（1）相談体制の充実・強化

【新規】取組1「被害者がためらわずに相談できる環境整備のため、窓口体制をさらに強化します」

【拡充】取組2「相談から支援までワンストップで対応できる体制を強化し、相談から支援までの手続きが短時間で効果的に実施できるよう体制を強化する」

【追加】取組 3 「被害者支援に関わる職員や相談員の次世代育成と二次的被害防止等のため研修の機会を作る」

【追加】取組 5 「被害者並びに加害者の特性（外国人、障害のある人、高齢者 LGBT 等）に応じた情報提供や相談支援を行う」

主要施策（2）相談に関する関係機関との連携

主要施策（3）緊急時における被害者の安全確保

【新規】取組 5 「必要に応じて一時保護以外の緊急連絡先の確保に係る支援策を図ります」

主要施策（4）被害者等の情報管理の徹底

主要施策（5）保護命令に関する支援

【新規】取組 2 「配偶者暴力相談支援センターにて‘配偶者からの暴力の被害者に係る証明書’を発行します」

取組 3 「住民基本台帳の閲覧等の制限を利用する際、必要な支援を行います」

《基本目標 4》 自立のための継続的支援体制の確立

主要施策（1）被害者への自立に関する支援

【新規】取組 10 「住民基本台帳の閲覧制限について、定期的に状況確認し、必要な支援を図ります」

主要施策（2）被害者への心理的な支援

【新規】取組 1 「被害者に対してカウンセリング等心理的な支援を継続的に行える環境整備を検討します」

主要施策（3）被害者の子どもに関する支援

【新規】取組 8 「被害者の親族等からの相談に応じる体制を図ります」

《基本目標 5》 関係機関との連携強化

主要施策（1）市における体制の整備

主要施策（2）関係機関、関係団体との連携・協力

【新規】取組 2 「被害者の複雑、多様化した課題解決のため、重層的支援体制整備事業における包括的相談支援事業の活用により、被害者の発見や、関係機関との連携に努める」

主要施策（3）職員等に対する研修

主要施策（4）調査・研究の推進

主要施策（5）苦情処理体制の整備